

地方の道路整備の促進と道路財源の確保を求める意見書

道路は地域経済の発展や安全で安心な生活の実現に不可欠な最も基本的でかつ重要な社会資本であり、県民が長年にわたり熱望しているところである。

しかし、国土軸から離れ半島に位置し移動手段を自動車に大きく依存している和歌山県の道路整備は、全国に比べ著しく立ち遅れているため、地域振興や広域的な交流・連携を図る上で大きな障害要因となっており、その解消には、道路整備が喫緊の課題である。

特に、医療や教育機会の平等としての「人が暮らすための平等な権利の保障」や、企業立地や観光振興、農林水産業の発展といった「経済活動の基本的な機会の平等」、さらに「東南海・南海地震への備え」など自立した地域づくりのためには、紀伊半島を一周する高速道路を初め、規格の高い道路整備による広域交流ネットワークの確立が不可欠である。

また、基本的生活に不可欠な道路整備や、老朽化が進む橋梁等の道路構造物の維持管理を計画的に実施するためにも財源が必要である。

昨年末閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づき、先般、道路整備の中期計画（仮称）の骨子案が国から示されたところであり、また本県においても、和歌山県に真に必要な道路整備を示した中期計画の策定を進めているところである。

このような状況の中、道路整備に対する県民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、政府・国会は次の事項について留意されることを強く要望する。

記

- 1 道路特定財源は、受益者負担という趣旨に反することなく、必要な道路整備及び維持管理のための財源として確保するとともに、道路整備の遅れに応じ、地方公共団体への配分割合を高めること。
- 2 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画には、地方が真に必要なとしている道路整備を位置づけるとともに計画的かつ着実に推進すること。
- 3 医療や教育機会の保障、企業立地や観光振興、さらに東南海・南海地震への備えなど活力ある地域づくりのため、近畿自動車道紀勢線の紀伊半島一周と白浜までの4車線化や京奈和自動車道の早期整備を図ること。
- 4 都市と地方の格差是正のため、高規格幹線道路から国道、県道、市町村道に至る道路網の整備をより一層強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

行政改革担当大臣

経済財政政策担当大臣